

令和元年 第6回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和元年6月10日(月)午後1:30~2:00

2. 場所 : 山村開発センター 1階 中会議室

3. 出席委員 (10人)

職名	番号	氏名
会長	10	工藤 昭治
委員	1	田守 和人
〃	2	谷地村久人
〃	3	佐藤久美子
〃	4	高見 憲正
職務代理	5	小坂 敏
委員	6	長井 進
〃	7	長根 孝衛
〃	8	小澤 守昭
〃	9	佐藤 光男

4. 欠席委員 (0人)

5. 会議書記 事務局主事 服部 奨

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第2号 農地使用貸借合意解約書の受理について

日程第4 議案第5号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第5 議案第6号 非農地証明願について

日程第6 議案第7号 農業経営基盤強化法促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

(令和元年第6回6月の総会)

議長	<p>会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>唱和の音頭を、7番 長根 考衛 君にお願いします。</p>
	(新郷村農業委員会憲章の唱和)
議長	<p>本日の出席委員数は10名で、定足数に達しておりますので、これより令和元年第6回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。</p> <p>議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは議事録署名委員には3番 佐藤 久美子 君、並びに9番 佐藤 光男 君を指名いたします。</p>
議長	<p>次に日程第2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議長	次に日程第3、報告第2号、農地使用貸借合意解約書の受理についてを事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>3ページ`をお開きください。</p> <p>日程第3、農地使用貸借合意解約書の受理について説明いたします。</p> <p>このことについて、別紙のとおり農地使用貸借合意解約書を受理したので報告いたします。</p> <p>4ページをお開きください。</p> <p>受付番号第1号の解約に係る理由は、貸人が農業者年金受給のため、息子である現借り人と使用貸借権の設定をしていますが、現借り人の労働力不足により林地化していることから、農地に復元は厳しいと考え、非農地申請を提出するため、解約を行うものです。</p> <p>以上、報告といたします。</p>
議長	ただいまの事務局説明について、質疑意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>次に日程第4、議案第5号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>

事務局	<p>日程第4、議案第5号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定により、別紙申請書のとおり申請があったので、審議を求めます。</p> <p>今月の農地法第3条の許可申請は、売買1件です。</p> <p>6ページをお開きください。</p> <p>議案第5号、受付番号第6号の申請は、譲受人が事業規模拡大及び、利用効率のため、売買するものです。</p> <p>売買価格は、議案書記載のとおりです。</p> <p>6ページに議案書の写し、7ページに農地法3条1項の調査書、8ページに許可申請書の写し、9ページに位置図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>また、7ページの、農地法第3条1項の調査書記載のとおり、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、受付番号第6号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を8番、小澤委員から報告を求めます。</p>
小澤委員	<p>議案第5号、受付番号第6号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号第6号の申請地は譲渡人が労働力不足で耕作できない状況であり、また、譲受人は経営規模拡大のためと、両者の意思が一致し、申請されたものです。</p> <p>また、利用状況からみても特段問題ないと考えます。</p> <p>これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明及び現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第5号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	<p>異議なし</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第5号は原案のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、日程第5、議案第6号、非農地証明願についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第2号について審議に付します。</p> <p>事務局より、議案の朗読と説明を求めます。</p>

事務局	<p>11ページをお開きください。</p> <p>日程第5、議案第6号、非農地証明願について説明いたします。</p> <p>農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断を別紙のとおり依頼があったので審議を求めものです。</p> <p>受付番号第2号について内容説明いたします。</p> <p>受付番号第2号の非農地証明願は、令和元年5月21日に申請があり、同日受付しております。</p> <p>申請人及び証明を受けようとする土地については13ページ記載のとおりです。</p> <p>非農地に至った理由及び現在の管理状況について、現況は労働力不足により長年耕作しておらず、山林となっている状況で農地への復旧は困難な状況です。</p> <p>12ページに議案書の写し、13ページに非農地証明願の写し、15ページに登記事項証明書の写し、16ページに公図の写し、17ページに位置図の写し、19ページから20ページに現況写真を添付してありますので参考に願います、以上説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を7番、長根委員から報告を求めます。</p>
長根委員	<p>議案第6号、受付番号第2号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>以前は、畑として耕作していましたが、申請者が高齢及び労働力不足のため、植林し長年耕作していない状況です。</p> <p>現在は、林地化しており、隣接した周辺の土地も林地であり、農地への復元は困難と思われれます。</p> <p>よって、非農地証明をしても問題ないと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明及び現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第6号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>異議なし</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第6号は、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、日程第6、議案第7号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>

事務局	<p>21ページをお開きください。</p> <p>日程第6、議案第7号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙のと通りの農用地利用集積計画の決定について、意見を求めるものです。</p> <p>整理番号1の1号、受付番号第4号、整理番号1の2号、受付番号第5号、整理番号1の3号、受付番号第6号について説明いたします。</p> <p>令和元年5月31日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、22ページから23ページの議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による賃貸借権の設定です。</p> <p>24ページは、新郷村長からの協議文書、25ページから27ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、28ページから36ページまでは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、利用集積計画書の写し、37ページから41ページに位置図、現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号1の1号から1の3号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を7番、田守委員から報告を求めます。</p>
田守委員	<p>議案第7号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第7号、整理番号1の1、受付番号第4号、整理番号1の2、受付番号第5号、整理番号1の3、受付番号第6号の申請地は畑であります。</p> <p>申請地は、貸人の労働力不足のため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人に畑として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び、景観上のことから考えると何ら問題は無いと思ひます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明及び現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第7号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>異議なし</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第7号は原案のとおり決定しました。</p>

議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、令和元年第6回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。
----	--

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年 月 日

議 長

署名者

署名者